

●香川県告示第120号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領  
香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特殊物品購入等審査会等の意見) 第4条 略 2 知事は、別表10の項から14の項までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。		(特殊物品購入等審査会等の意見) 第4条 略 2 知事は、別表10の項から12の項までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。	
別表（第2条—第5条・第9条関係）		別表（第2条—第5条・第9条関係）	
	措 置 要 件		期 間
1～9 略		1～9 略	
(暴力団関係者) 10 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「代表一般役員等」という。）が、 <u>暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によ</u>		略	
(暴力的不法行為者) 10 個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、 <u>集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者（以下「暴力的不法行為者」という。）であると認められるとき。</u>			当該認定をした日から6月以上12月以内

りその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。			
11 代表一般役員等が、業務に関し、 <u>自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。</u>	略	11 業務に関し、 <u>不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力的不法行為者を使用したと認められるとき。</u>	当該認定をした日から2月以上6月以内
12 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、 <u>金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。</u>	略	12 <u>いかなる名義をもってするを問わず、暴力的不法行為者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた</u> と認められるとき。	当該認定をした日から3月以上6月以内
13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している <u>と認められるとき。</u>	当該認定をした日から1月以上6月以内		
14 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、 <u>当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。</u>	当該認定をした日から1月以上6月以内		
15～19 略		13～17 略	

附 則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。